

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十七号

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第三条第一項及び第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前のこの条例による改正前の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例第二条第三項及び第五項の規定による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年六月奈良県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「附則第三条」を「附則第二条」に改める。